

女川町地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

頁	改 正（新）	現 行（旧）
	目次	目次
	第5編 原子力災害対策	第5編 原子力災害対策
	第1章 略	第1章 略
	第2章 原子力災害事前対策	第2章 原子力災害事前対策
	第1節～第11節 略	第1節～第11節 略
	第12節 <u>人員</u> 及び防災資機材の確保等に係る連携	第12節 <u>人材</u> 及び防災資機材の確保等に係る連携
	第13節～第17節 略	第13節～第17節 略
	第18節 物資の <u>備蓄</u> 、調達、供給活動	第18節 物資の <u>備蓄</u> 、調達、供給活動
	第19節～第25節 略	第19節～第25節 略
	第3章 略	第3章 略
	第4章 略	第4章 略
	第5編 原子力災害対策	第5編 原子力災害対策
	第1章 総則	第1章 総則
1	第1～第3 略	第1～第3 略
2	第4 計画の基礎とすべき災害の想定	第4 計画の基礎とすべき災害の想定
	1～2 略	1～2 略
3	3 緊急事態における判断基準	3 緊急事態における判断基準
	(1) 緊急事態区分及び緊急時活動レベル (EAL : Emergency Action Level) 略	(1) 緊急事態区分及び緊急時活動レベル (EAL : Emergency Action Level) 略
	表 1-4-1 緊急事態区分と原災法の枠組みとの関係	表 1-4-1 緊急事態区分と原災法の枠組みとの関係

頁	改 正 (新)			現 行 (旧)		
	緊急事態区分	概 要	原災法との関係	緊急事態区分	概 要	原災法との関係
	警戒事態 (Alert)	公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング ^(※1) の準備、施設敷地緊急事態要避難者 ^(※2) を対象とした避難等の予防的防護措置の準備 <u>(警戒事態を判断するEA上</u> <u>のうち原子力施設において異常事態が発生した場合に限る。)</u> を開始する段階		警戒事態 (Alert)	公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング ^(※1) の準備、施設敷地緊急事態要避難者 ^(※2) を対象とした避難等の予防的防護措置の準備 <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u> を開始する段階	
	施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の予防的防護措置の準備を開始する段階	原災法第10条	施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の予防的防護措置の準備を開始する段階	原災法第10条

頁	改 正 (新)				現 行 (旧)																						
	全面緊急事態 (General Emergency)	公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する段階	原災法第15条 (原子力緊急事態宣言)		全面緊急事態 (General Emergency)	公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する段階		原災法第15条 (原子力緊急事態宣言)																			
5	(2) 運用上の介入レベル (O I L : Operational Intervention Level)	略	表1-4-2 緊急事態区分とEALの枠組み	略	(2) 運用上の介入レベル (O I L : Operational Intervention Level)	略	表1-4-2 緊急事態区分とEALの枠組み	略																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>緊急事態区分 分類</th><th>警戒事態 (Alert)</th><th>施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)</th><th>全面緊急事態 (General Emergency)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td>略 略</td><td>略 略</td><td> 略 原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室もしくは緊急時制御室が使用できなくなること _____ _____、又は原子炉もしくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に _____原子炉施設の状態を表示する全ての装置もしくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置(いずれも原子炉制御室及び緊急時制御室に設置されたものに限) </td></tr> <tr> <td>原子炉制御室</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	緊急事態区分 分類	警戒事態 (Alert)	施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	全面緊急事態 (General Emergency)	略	略 略	略 略	略 原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室もしくは緊急時制御室が使用できなくなること _____ _____、又は原子炉もしくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に _____原子炉施設の状態を表示する全ての装置もしくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置(いずれも原子炉制御室及び緊急時制御室に設置されたものに限)	原子炉制御室				<table border="1"> <thead> <tr> <th>緊急事態区分 分類</th><th>警戒事態 (Alert)</th><th>施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)</th><th>全面緊急事態 (General Emergency)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td>略 略</td><td>略 略</td><td> 略 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失する </td></tr> <tr> <td>原子炉制御室</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	緊急事態区分 分類	警戒事態 (Alert)	施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	全面緊急事態 (General Emergency)	略	略 略	略 略	略 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失する	原子炉制御室				
緊急事態区分 分類	警戒事態 (Alert)	施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	全面緊急事態 (General Emergency)																								
略	略 略	略 略	略 原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室もしくは緊急時制御室が使用できなくなること _____ _____、又は原子炉もしくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に _____原子炉施設の状態を表示する全ての装置もしくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置(いずれも原子炉制御室及び緊急時制御室に設置されたものに限)																								
原子炉制御室																											
緊急事態区分 分類	警戒事態 (Alert)	施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	全面緊急事態 (General Emergency)																								
略	略 略	略 略	略 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失する																								
原子炉制御室																											

頁	改 正 (新)				現 行 (旧)			
				る。) が使用できなくな ること。				こと。
	略	略	略	略	略	略	略	略
	※ 警戒事態に相当する事象（警戒事態等）として設定するもの					※ 警戒事態に相当する事象（警戒事態等）として設定するもの		
13	第5～第8 略					第5～第8 略		
	第2章 原子力事前対策編					第2章 原子力事前対策編		
19	第1節～第3節 略					第1節～第3節 略		
20	第4節 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携					第4節 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携		
	<p>1 原子力防災専門官との連携</p> <p>町は、女川町地域防災計画（原子力災害対策編）の作成、原子力事業者の防災体制に関する情報の収集及び連絡、防災訓練の実施、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「<u>オフサイトセンター</u>」という。）の防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定含む。）などを含めた緊急時対応等については、原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。</p>					<p>1 原子力防災専門官との連携</p> <p>町は、女川町地域防災計画（原子力災害対策編）の作成、原子力事業者の防災体制に関する情報の収集及び連絡、防災訓練の実施、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「<u>対策拠点施設</u>」という。）の防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定含む。）などを含めた緊急時対応等については、原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。</p>		
	2 略					2 略		
	第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え					第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え		
	<p>1 町は、<u>平時</u>から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、<u>公的団体又は民間の団体との連携を迅速に行うこと</u>ができるよう、<u>宮城県防災会議を構成する関係者等との間で、当該団体が災害時に担うべき役割、当該団体との連携体制の構築や役割分担についての認識を共有し、このような連携に関する基本的な方針を地域防災計画に反映させた上で、当該方針を踏まえて個々の協定締結など、連携強化を進めるよう努める。あわせて、</u>協定締結等の連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。</p> <p>略</p>					<p>1 町は、<u>平常時</u>から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、<u>協定締結等の連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。</u></p> <p>略</p>		
	2～5 略					2～5 略		

頁	改 正 (新)	現 行 (旧)
22	第6節 情報の収集・連絡体制等の整備	第6節 情報の収集・連絡体制等の整備
	第1 情報の収集・連絡体制の整備	第1 情報の収集・連絡体制の整備
	1～4 略	1～4 略
	5 移動通信系の活用体制 町は、県及び関係機関と連携し、移動系防災無線（車載型、携帯型）、携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、 <u>公共安全モバイルシステム</u> 、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。 <u>なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮すること。</u>	5 移動通信系の活用体制 町は、県及び関係機関と連携し、移動系防災無線（車載型、携帯型）、携帯電話等の電気通信事業用移動通信、 <u>公共安全モバイルシステム</u> 、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。
	6 略	6 略
23	第2 情報の分析整理	第2 情報の分析整理
	1～2 略	1～2 略
	3 防災対策上必要とされる資料 町は、国、県及び原子力事業者と協力して、応急対策の的確な実施に資するため、以下のような原子力発電所に関する資料、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部設置予定施設、 <u>オフサイトセンター</u> 等に適切に備え付け、これらを確実に管理するものとする。	3 防災対策上必要とされる資料 町は、国、県及び原子力事業者と協力して、応急対策の的確な実施に資するため、以下のような原子力発電所に関する資料、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部設置予定施設、 <u>対策拠点施設</u> 等に適切に備え付け、これらを確実に管理するものとする。
	(1) 略	(1) 略
	(2) 社会的環境に関する資料 イ～ヘ 略 ト <u>オフサイトセンター</u> 周辺地域の生活関連物資、飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法	(2) 社会的環境に関する資料 イ～ヘ 略 ト <u>対策拠点施設</u> 周辺地域の生活関連物資、飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法
24	(3) 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料 イ 略 ロ 平常時環境放射線モニタリング資料_____ ハ～ホ 略	(3) 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料 イ 略 ロ 平常時環境放射線モニタリング資料 <u>(過去2年間の統計値)</u> ハ～ホ 略
	(4)～(5) 略	(4)～(5) 略
25	第3 通信手段の確保	第3 通信手段の確保

頁	改 正 (新)	現 行 (旧)
	<p>1 通信手段・経路の多様化</p> <p>(1) 防災広報無線等の確保・活用</p> <p>町は、住民等への的確な情報伝達を図るため、防災広報無線の整備・<u>多重化・耐震化</u>や、IP 通信網、ケーブルテレビ網等の確保・活用を図るものとする。</p>	<p>1 通信手段・経路の多様化</p> <p>(2) 防災広報無線等の確保・活用</p> <p>町は、住民等への的確な情報伝達を図るため、防災広報無線の整備<u>や、IP 通信網、ケーブルテレビ網等の確保・活用を図るものとする。</u></p>
	(2) ~ (7) 略	(2) ~ (7) 略
27	第 7 節 緊急事態応急体制の整備	第 7 節 緊急事態応急体制の整備
	第 1 ~ 第 2 略	第 1 ~ 第 2 略
	第 3 <u>オフサイトセンター</u> 等における立ち上げ準備体制等	第 3 <u>対策拠点施設</u> 等における立ち上げ準備体制等
	<p>1 <u>オフサイトセンター</u>等における立ち上げ準備体制</p> <p>町は、施設敷地緊急事態に至った場合、直ちに国、県及び関係市町と協力して、<u>オフサイトセンター</u>等における現地災害対策本部を立ち上げられるよう、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。</p>	<p>1 <u>対策拠点施設</u>等における立ち上げ準備体制</p> <p>町は、施設敷地緊急事態に至った場合、直ちに国、県及び関係市町と協力して、<u>対策拠点施設</u>等における現地災害対策本部を立ち上げられるよう、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。</p>
	<p>2 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制</p> <p>町は、国が現地事故対策連絡会議を<u>オフサイトセンター</u>等において開催する際、これに町の職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、<u>オフサイトセンター</u>等への派遣手段等も定めておくものとする。</p>	<p>2 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制</p> <p>町は、国が現地事故対策連絡会議を<u>対策拠点施設</u>等において開催する際、これに町の職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、<u>対策拠点施設</u>等への派遣手段等も定めておくものとする。</p>
28	第 4 <u>オフサイトセンター</u> 等における原子力災害合同対策協議会等の体制	第 4 <u>対策拠点施設</u> 等における原子力災害合同対策協議会等の体制
	<p>1 原子力災害合同対策協議会の設置</p> <p>町は、原災法第15条に規定する内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言が発出された後、同法第23条の規定により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、県及び関係市町とともに原子力災害合同対策協議会を組織し、<u>オフサイトセンター</u>等に設置するものとする。</p>	<p>1 原子力災害合同対策協議会の設置</p> <p>町は、原災法第15条に規定する内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言が発出された後、同法第23条の規定により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、県及び関係市町とともに原子力災害合同対策協議会を組織し、<u>対策拠点施設</u>等に設置するものとする。</p>
	2 略	2 略
	<p>3 原子力災害合同対策協議会の機能班に配置する町の職員</p> <p><u>オフサイトセンター</u>等において、原子力災害合同対策協議会のもとに原子力発電所の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民等避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班を設け、国、県、関係市町及び原子力事業者等のそれぞれの職員を配置することとされており、町はそれぞれの機能班に</p>	<p>3 原子力災害合同対策協議会の機能班に配置する町の職員</p> <p><u>対策拠点施設</u>等において、原子力災害合同対策協議会のもとに原子力発電所の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民等避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班を設け、国、県、関係市町及び原子力事業者等のそれぞれの職員を配置することとされており、町はそれぞれの機能班に</p>

頁	改 正 (新)	現 行 (旧)
	配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。	配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。
	第5～第6 略	第5～第6 略
	第7 防災関係機関相互の連携体制 町は、 <u>平時</u> から原子力防災専門官をはじめとする国、県、関係市町、自衛隊、警察本部、消防本部（局）、 <u>第二管区</u> 海上保安本部、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の防災関係機関と原子力防災体制について相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。	第7 防災関係機関相互の連携体制 町は、 <u>平常時</u> から原子力防災専門官をはじめとする国、県、関係市町、自衛隊、警察本部、消防本部（局）、_____海上保安本部、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の防災関係機関と原子力防災体制について相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。
29	第8 応援要請等に基づく受入 <u>体制</u>	第8 応援要請等に基づく受入 <u>れ</u> 体制
	1 広域的な応援協力体制等 (1) 町は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退城時検査（ <u>国から</u> の指示に基づき、避難や一時移転を行う住民等に対し、 <u>除染を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査</u> 。以下同じ。）及び簡易除染等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、周辺市町村及び防災関係機関からの応援要請への対応に向けて、県の協力のもと、市町村間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な整備を整えるものとする。	1 広域的な応援協力体制等 (1) 町は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退城時検査（ <u>居住者、車両、家庭動物、携帯品等の放射線量の測定をいう</u> 。以下同じ。）及び簡易除染等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、周辺市町村及び防災関係機関からの応援要請への対応に向けて、県の協力のもと、市町村間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な整備を整えるものとする。
	(2) 略	(2) 略
2	略	略
第9	略	第9 略
第10	<u>オフサイトセンターの指定又は変更</u>	第10 <u>対策拠点施設</u>
	町は、原災法第12条の規定により、 <u>オフサイトセンター</u> の指定又は変更について、内閣総理大臣から意見を求められた場合は、意見を内閣総理大臣に提出するものとする。	<u>1 対策拠点施設の指定又は変更</u> 町は、原災法第12条の規定により、 <u>対策拠点施設</u> の指定又は変更について、内閣総理大臣から意見を求められた場合は、意見を内閣総理大臣に提出するものとする。
30	第11 略	第11 略
31	第8節～第11節 略	第8節～第11節 略

頁	改 正 (新)	現 行 (旧)
33	<p>第12節 <u>人員</u>及び防災資機材の確保等に係る連携</p> <p>町は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材等が不足するおそれがあることを想定し、<u>人員</u>及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、県及び原子力事業者との相互の連携を図るものとする。</p>	<p>第12節 <u>人材</u>及び防災資機材の確保等に係る連携</p> <p>町は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材等が不足するおそれがあることを想定し、<u>人材</u>及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、県及び原子力事業者との相互の連携を図るものとする。</p>
34	第13節 避難受入活動体制の整備	第13節 避難受入活動体制の整備
	第1 略	第1 略
35	第2 指定避難所等の整備	第2 指定避難所等の整備
	1～7 略	1～7 略
36	<p>8 指定避難所等における設備等の整備</p> <p>町は、県と連携し、指定避難所等において、貯水槽、井戸、<u>給水タンク</u>、仮設トイレ、<u>マンホールトイレ</u>、マット、<u>段ボールベッド等の簡易ベッド</u>、非常用電源、<u>ガス設備</u>、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</p>	<p>8 指定避難所等における設備等の整備</p> <p>町は、県と連携し、指定避難所等において、貯水槽、井戸、<u>給水タンク</u>、仮設トイレ、<u>段ボールベッド等の簡易ベッド</u>、非常用電源、<u>ガス設備</u>、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</p>
	<p>9 物資の備蓄に係る整備</p> <p>町は、県と連携し、<u>常備薬</u>、<u>マスク</u>、<u>消毒液</u>、<u>段ボールベッド</u>、<u>パーティション</u>、<u>炊き出し用具</u>、<u>毛布</u>等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとし、備蓄品の調達にあたっては、<u>要配慮者</u>、<u>女性</u>、<u>性的マイノリティ</u>及び<u>子供</u>にも配慮するものとする。</p> <p>指定避難所等となる施設において、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所等の電力容量の拡大に努めるものとする。</p>	<p>9 物資の備蓄に係る整備</p> <p>町は、<u>県と連携し、指定避難所等又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとし、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、性的マイノリティ及び子供にも配慮するものとする。</u>指定避難所等となる施設において、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所等の電力容量の拡大に努めるものとする。</p>
	第3 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備	第3 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備
	1～7 略	1～7 略

頁	改 正 (新)	現 行 (旧)
38	<p><u>8 町は、保健師、福祉関係者、NPO法人等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、定めるものとする。</u></p>	<p><u>(新規)</u></p>
	第4～第8 略	第4～第8 略
39	<p>第9 避難所・避難方法等の周知</p> <p>町は、避難 <u>(自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。)</u>、避難退域時検査及び簡易除染、<u>甲状腺被ばく線量モニタリング、安定ヨウ素剤服用の効果並びに</u> <u>、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。</u></p> <p>避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を県、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。町は、国、県及び原子力事業者と連携の<u>上</u>、警戒事態及び施設敷地緊急事態等発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。<u>また、屋内退避から避難に切り替わった際の避難先及び経路の確保等について検討し、平時において住民等へ情報提供するものとする。</u></p>	<p>第9 避難所・避難方法等の周知</p> <p>町は、避難 <u>や</u> <u>避難退域時検査及び簡易除染、</u> <u>安定ヨウ素剤配布等の場所・避難方法 (自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。)</u>、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を県、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。町は、国、県及び原子力事業者と連携の<u>うえ</u>、警戒事態及び施設敷地緊急事態等発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。</p>
40	第14節 略	第14節 略
	第15節 緊急輸送活動体制の整備	第15節 緊急輸送活動体制の整備
	第1 略	第1 略
	第2 緊急輸送路の確保体制等の整備	第2 緊急輸送路の確保体制等の整備
	1～2 略	1～2 略
	<p><u>3 人員や資機材の確保</u></p> <p><u>県及び町は、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。</u></p>	<p><u>(新規)</u></p>
41	第16節 略	第16節 略
42	第17節 原子力災害医療体制等の整備	第17節 原子力災害医療体制等の整備
	第1 略	第1 略

頁	改 正 (新)	現 行 (旧)
	第2 医療活動用資機材等の整備	第2 医療活動用資機材等の整備
	1 安定ヨウ素剤の配布及び服用体制の整備 略 なお、県及び町は、 <u>原子力災害対策指針等を参考に、安定ヨウ素剤について服用</u> の目的や効果とともに服用のタイミングや服用を優先すべき対象者（妊婦、授乳婦及び未成年者（乳幼児含む。）をいう。以下「服用を優先すべき対象者」という。）等の事項を <u>住民等へ平時</u> から周知するものとする。	1 安定ヨウ素剤の配布及び服用体制の整備 略 なお、県及び町は、 <u>安定ヨウ素剤について服用</u> の目的や効果とともに服用のタイミングや服用を優先すべき対象者（妊婦、授乳婦及び未成年者（乳幼児含む。）をいう。以下「服用を優先すべき対象者」という。）等の事項を <u>平常時</u> から周知するものとする。
43	(1) 略 (2) 緊急時における配布体制の整備 略 町は、県と連携し、避難等を行う住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、服用の目的や効果、服用を優先すべき対象者、 <u>服用不適切者</u> について説明するための説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。	(1) 略 (2) 緊急時における配布体制の整備 略 町は、県と連携し、避難等を行う住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、服用の目的や効果、服用を優先すべき対象者、 <u>禁忌等</u> について説明するための説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。
44	(3) 略 第18節 物資の <u>備蓄</u> 、調達、供給活動 <u>町は、国、県及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる物資についてあらかじめ備蓄するとともに、原子力災害時における調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくよう努めるものとする。</u> <u>特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。</u>	(3) 略 第18節 物資の <u>調達</u> 、供給活動 <u>(新規)</u>
	(削除)	1 町は、国、県及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸

頁	改 正 (新)	現 行 (旧)
		<p><u>送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じて、集中備蓄又は指定避難所等の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。</u></p>
	<p><u>1 町は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、冷暖房器具・燃料等、プライバシー確保のためのパーテイション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努める。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。</u></p>	(新規)
	<p><u>2 町及び県は、新物資システム（B-PLo）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握する。</u></p> <p><u>また、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所等の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、物資拠点を設けるなど、体制の整備に努める。</u></p>	(新規)
	<p><u>3 町は県とともに、<u>平時</u>から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うよう努めるものとする。町は、国、県と連携の<u>上</u>、備</u></p>	<p><u>2 町は県とともに、<u>平常時</u>から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うよう努めるものとする。町は、国、県と連携の<u>うえ</u>、備</u></p>

頁	改 正 (新)	現 行 (旧)
	蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。	蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。
	4 町は、国、県と連携の <u>上</u> 、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。	3 町は、国、県と連携の <u>うえ</u> 、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。
45	第19節 略	第19節 略
46	第20節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信	第20節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信
	1～2 略	1～2 略
	3 町が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努める <u>ことに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める</u> ものとする。	3 町が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努める_____ ものとする。
	4～6 略	4～6 略
47	第21節 略	第21節 略
48	第22節 防災訓練等の実施	第22節 防災訓練等の実施
	第1 訓練計画の策定等	第1 訓練計画の策定等
	1 要素別訓練等の計画策定 略 (1) 略 (2) <u>オフサイトセンター</u> 等への参考、原子力災害合同対策協議会の設置運営訓練 (3)～(8) 略	1 要素別訓練等の計画策定 略 (1) 略 (2) <u>対策拠点施設</u> 等への参考、原子力災害合同対策協議会の設置運営訓練 (3)～(8) 略
	2 略	2 略
	第2～第3 略	第2～第3 略
50	第23節 略	第23節 略
51	第24節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	第24節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応
	1～2 略	1～2 略

頁	改 正 (新)	現 行 (旧)
	3 事故の通報を受けた宮城海上保安部は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安部職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するために必要な体制を整備するものとする。	3 事故の通報を受けた宮城海上保安部は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安部職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するために必要な体制を整備するものとする。
	4 略	4 略
	第25節 略	第25節 略
	第3章 緊急事態応急対策	第3章 緊急事態応急対策
53	第1節 略	第1節 略
54	第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 第1 警戒事態(Alert)等に係る通報連絡 1 原子力事業者から警戒事象等発生の通報を受けた場合 (1)～(2) 略 (3) 原子力規制委員会及び内閣府(原子力防災担当)は、警戒事態が発生した場合は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部を設置し、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県、関係市町及び住民等に対し情報提供を行うこととされている。 略 (4) 略	第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 第1 警戒事態(Alert)等に係る通報連絡 1 原子力事業者から警戒事象等発生の通報を受けた場合 (1)～(2) 略 (3) 原子力規制委員会及び内閣府(原子力防災担当)は、警戒事態が発生した場合は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部を設置し、原子力規制委員会_____は警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県、関係市町及び住民等に対し情報提供を行うこととされている。 略 (4) 略
55	2 略	2 略
56	第3 町、防災関係機関の通報連絡 1 略	第3 町、防災関係機関の通報連絡 1 略
	2 宮城海上保安部の通報連絡 原子力事業者の原子力防災管理者から通報を受けた宮城海上保安部は、第二管区海上保安本部にその旨を直ちに報告するとともに、必要に応じ、町に 対し 通報連絡 を行う ものとする。	2 宮城海上保安部の通報連絡 原子力事業者の原子力防災管理者から通報を受けた宮城海上保安部は、第二管区海上保安本部にその旨を直ちに報告するとともに、必要に応じ、町 との 通報連絡 に当たる ものとする。
	3 石巻地区広域行政事務組合消防本部の通報連絡	3 石巻地区広域行政事務組合消防本部の通報連絡

頁	改 正 (新)	現 行 (旧)
57	<p>緊急通報連絡系統図</p>	<p>緊急通報連絡系統図</p>
58	<p>第4 応急対策活動情報の連絡</p> <ol style="list-style-type: none"> 略 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動、災害情報等） 	<p>第4 応急対策活動情報の連絡</p> <ol style="list-style-type: none"> 略 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動、災害情報等）
	<p>(1) 原子力規制委員会は、原子力緊急事態が発生したと判断した場合、直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行うこととされている。町の災害対策本部は、県の現地災害対策本部、国の原子力災害現地対策本部、指定公共機関、緊急事態応急対策実施区域に係る関係市町の災害対策本部、指定地方公共機関、原子力事業者その他防災関係機関とともに、原則として<u>オフサイトセンター</u>等において、原子力発電所の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、町の災害対策本部等が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うも</p>	<p>(1) 原子力規制委員会は、原子力緊急事態が発生したと判断した場合、直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行うこととされている。町の災害対策本部は、県の現地災害対策本部、国の原子力災害現地対策本部、指定公共機関、緊急事態応急対策実施区域に係る関係市町の災害対策本部、指定地方公共機関、原子力事業者その他防災関係機関とともに、原則として<u>対策拠点施設</u>等において、原子力発電所の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、町の災害対策本部等が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うも</p>

頁	改 正 (新)	現 行 (旧)																																																																																														
	のとする。	のとする。																																																																																														
	(2) 町は、 <u>オフサイトセンター</u> 等に派遣した職員に対し、町が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。	(2) 町は、 <u>対策拠点施設</u> 等に派遣した職員に対し、町が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。																																																																																														
	(3) 原子力防災専門官は、 <u>オフサイトセンター</u> 等において、必要な情報の収集・整理を行うとともに、県及び関係市町をはじめ原子力事業者、防災関係機関等の間の連絡・調整等を引き続き行うこととされている。	(3) 原子力防災専門官は、 <u>対策拠点施設</u> 等において、必要な情報の収集・整理を行うとともに、県及び関係市町をはじめ原子力事業者、防災関係機関等の間の連絡・調整等を引き続き行うこととされている。																																																																																														
59	第5 略	第5 略																																																																																														
60	第3節 原子力災害警戒体制	第3節 原子力災害警戒体制																																																																																														
	第1 町の警戒体制	第1 町の警戒体制																																																																																														
	1 緊急事態区分等の各段階における体制	1 緊急事態区分等の各段階における体制																																																																																														
	(1) ~ (2) 略	(1) ~ (2) 略																																																																																														
61	(3) 原子力災害警戒本部の組織_____は、以下のとおりとし、_____体制は 災害対策本部に準ずる。	(3) 原子力災害警戒本部の組織 <u>及び分掌事務</u> は、以下のとおりとし、 <u>関係各課(室)</u> の所掌事務はP59の図「町の原子力災害警戒本部の組織及び所掌事務」のとおりとする。																																																																																														
	町の原子力災害警戒本部の組織_____	町の原子力災害警戒本部の組織 <u>及び分掌事務</u>																																																																																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">責任者及び部員</th> <th colspan="3">配備すべき職員等</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>課 等</th> <th colspan="2">参集職員等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td>町長</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副町長</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>企画課長</td> <td>警戒総務部</td> <td>企画課</td> <td>全職員</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>総務課長</td> <td>警戒総務部</td> <td>総務課</td> <td>全職員</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>地域イハーション 推進課長</td> <td>警戒総務部</td> <td>地域イハーション推進課</td> <td>係長職以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>会計課長</td> <td>警戒総務部</td> <td>会計課</td> <td>係長職以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>議会事務局長</td> <td>警戒総務部</td> <td>議会事務局</td> <td>係長職以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>町民生活課長</td> <td>警戒生活部</td> <td>町民生活課</td> <td>全職員</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>税務課長</td> <td>警戒生活部</td> <td>税務課</td> <td>係長職以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>健康福祉課長</td> <td>警戒健康福祉部</td> <td>健康福祉課</td> <td>係長職以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>建設課長</td> <td>警戒建設部</td> <td>建設課</td> <td>全職員</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>産業振興課長</td> <td>警戒産業部</td> <td>産業振興課</td> <td>全職員</td> </tr> </tbody> </table> <p>※本表以外の動員は、企画課長が必要に応じて指定する。</p>	責任者及び部員		配備すべき職員等			備 考	区分	課 等	参集職員等		本部長	町長					副本部長	副町長							企画課長	警戒総務部	企画課	全職員			総務課長	警戒総務部	総務課	全職員			地域イハーション 推進課長	警戒総務部	地域イハーション推進課	係長職以上			会計課長	警戒総務部	会計課	係長職以上			議会事務局長	警戒総務部	議会事務局	係長職以上			町民生活課長	警戒生活部	町民生活課	全職員			税務課長	警戒生活部	税務課	係長職以上			健康福祉課長	警戒健康福祉部	健康福祉課	係長職以上			建設課長	警戒建設部	建設課	全職員			産業振興課長	警戒産業部	産業振興課	全職員	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職 名</th> <th>充 当 職</th> <th>職 务</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本 部 長</td> <td>町 長</td> <td>原子力災害警戒本部を統括轄する。</td> </tr> <tr> <td>副 本 部 長</td> <td>副 町 長</td> <td>本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。</td> </tr> <tr> <td>事 務 局 長</td> <td>企 画 課 長</td> <td>本部長の命を受け、情報の収集整理、通報連絡その他緊急事態応急対策実施に必要な事務を処理する。</td> </tr> </tbody> </table>	職 名	充 当 職	職 务	本 部 長	町 長	原子力災害警戒本部を統括轄する。	副 本 部 長	副 町 長	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。	事 務 局 長	企 画 課 長	本部長の命を受け、情報の収集整理、通報連絡その他緊急事態応急対策実施に必要な事務を処理する。
責任者及び部員		配備すべき職員等			備 考																																																																																											
区分	課 等	参集職員等																																																																																														
本部長	町長																																																																																															
副本部長	副町長																																																																																															
		企画課長	警戒総務部	企画課	全職員																																																																																											
		総務課長	警戒総務部	総務課	全職員																																																																																											
		地域イハーション 推進課長	警戒総務部	地域イハーション推進課	係長職以上																																																																																											
		会計課長	警戒総務部	会計課	係長職以上																																																																																											
		議会事務局長	警戒総務部	議会事務局	係長職以上																																																																																											
		町民生活課長	警戒生活部	町民生活課	全職員																																																																																											
		税務課長	警戒生活部	税務課	係長職以上																																																																																											
		健康福祉課長	警戒健康福祉部	健康福祉課	係長職以上																																																																																											
		建設課長	警戒建設部	建設課	全職員																																																																																											
		産業振興課長	警戒産業部	産業振興課	全職員																																																																																											
職 名	充 当 職	職 务																																																																																														
本 部 長	町 長	原子力災害警戒本部を統括轄する。																																																																																														
副 本 部 長	副 町 長	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。																																																																																														
事 務 局 長	企 画 課 長	本部長の命を受け、情報の収集整理、通報連絡その他緊急事態応急対策実施に必要な事務を処理する。																																																																																														

頁	改 正 (新)						現 行 (旧)			
		上下水道課長	警戒上下水道部	上下水道課	全職員		事務局次長	総務課長 産業振興課長 建設課長	事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代理する。	
		教育局長	警戒教育部	教育局	係長職以上		事務局職員	総務課 企画課 産業振興課 建設課	上司の命を受け、緊急事態応急対策に関する事務を処理する。 また、災害対策本部の設置の準備を行う。	
		女川町消防団長	警戒消防団	女川町消防団	団長が別に定める					
		女川消防署長	警戒消防部	女川消防署	署長が別に定める					
	(4) 略							(4) 略		
	2~3 略							2~3 略		
62	4 情報の収集 略 <u>(削除)</u>							4 情報の収集 略 <u>町の原子力災害警戒本部の組織及び所掌事務</u> <u>原子力災害警戒本部体制</u>		

頁	改 正 (新)	現 行 (旧)
		<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 33%;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">本 部 長 〔町 長〕</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">副 本 部 長 〔副 町 長〕</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">事 務 局 長 〔企画課長〕</div> </div> <div style="width: 33%;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">事 務 局 次 〔総務課長 〔産業振興課 長〕 〔建設課長〕〕</div> </div> <div style="width: 33%;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">企画課 1 警戒本部の運営に関する事。 2 国、県及び原子力事業者との通報連絡並びに事故状況の把握に関する事。 3 防災関係機関との通報連絡に関する事。 4 モニタリング情報等の収集に関する事。 5 緊急時モニタリングに対する協力に関する事。 6 消防団等との通報連絡に関する事。</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">総務課 1 職員の動員配備に関する事。 2 町内関係機関との通報連絡に関する事。 3 広報及び防災広報無線の使用制限に関する事。</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">産業振興課</div> </div> </div>

頁	改 正 (新)	現 行 (旧)			
					1 町内水産関係団体等からの情報収集に関すること。 建設課 1 町内道路状況等の情報収集に関すること。
63	第2 略	第2 略			
64	第4節 緊急事態応急対策活動体制の確立	第4節 緊急事態応急対策活動体制の確立			
	第1 町の緊急事態応急対策活動体制	第1 町の緊急事態応急対策活動体制			
	1～2 略	1～2 略			
66	3 現地事故対策連絡会議への職員の派遣 町は、国が現地事故対策連絡会議を <u>オフサイトセンター</u> 等において開催し、これに町の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた職員を <u>オフサイトセンター</u> 等に派遣するものとする。	3 現地事故対策連絡会議への職員の派遣 町は、国が現地事故対策連絡会議を <u>対策拠点施設</u> 等において開催し、これに町の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた職員を <u>対策拠点施設</u> 等に派遣するものとする。			
	4 国等との情報の共有等 町は、 <u>オフサイトセンター</u> 等に派遣された町の職員に対し、町が行う災害対策の状況、緊急事態応急対策の状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国の現地事故対策連絡会議などにおいて国等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。	4 国等との情報の共有等 町は、 <u>対策拠点施設</u> 等に派遣された町の職員に対し、町が行う災害対策の状況、緊急事態応急対策の状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国の現地事故対策連絡会議などにおいて国等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。			
	5 <u>オフサイトセンター</u> 等での協力 町（災害対策本部）は、原子力緊急事態宣言発出により、 <u>オフサイトセンター</u> 等において組織される原子力災害合同対策協議会全体会議等に係る準備に協力するものとする。	5 <u>対策拠点施設</u> 等での協力 町（災害対策本部）は、原子力緊急事態宣言発出により、 <u>対策拠点施設</u> 等において組織される原子力災害合同対策協議会全体会議等に係る準備に協力するものとする。			
	6～7 略	6～7 略			
	第2 原子力災害合同対策協議会への出席等 本部長は、原子力緊急事態宣言が発出され、 <u>オフサイトセンター</u> 等において原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、副本部長をこれ	第2 原子力災害合同対策協議会への出席等 本部長は、原子力緊急事態宣言が発出され、 <u>対策拠点施設</u> 等において原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、副本部長をこれ			

頁	改 正 (新)	現 行 (旧)
	<p>に出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。</p> <p>原子力災害合同対策協議会の構成員は表「原子力災害合同対策協議会（全体会議）の構成員」のとおりである。</p> <p>また、町（災害対策本部）は、あらかじめ定められた職員を<u>オフサイトセンター</u>等に派遣し、初動の緊急避難に係る周辺区域での活動体制を確立するとともに、原子力発電所の状況の把握、モニタリング情報の把握、住民等避難・屋内退避状況の把握、医療関係情報の把握等の活動に従事させるものとする。</p>	<p>に出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。</p> <p>原子力災害合同対策協議会の構成員は表「原子力災害合同対策協議会（全体会議）の構成員」のとおりである。</p> <p>また、町（災害対策本部）は、あらかじめ定められた職員を<u>対策拠点施設</u>等に派遣し、初動の緊急避難に係る周辺区域での活動体制を確立するとともに、原子力発電所の状況の把握、モニタリング情報の把握、住民等避難・屋内退避状況の把握、医療関係情報の把握等の活動に従事させるものとする。</p>
67	第3～第6 略	第3～第6 略
68	<p>第7 原子力被災者生活支援チームとの連携</p> <p>国の原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、内閣府特命担当大臣（原子力防災）及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チーム<u>（以下「被災者支援チーム」という。）</u>を設置することとされている。</p> <p>また、_____被災者_____支援チームは、原子力事業所の区域を管轄する都道府県の庁舎等へ原子力利用省庁副大臣（又は原子力利用省庁大臣政務官）及び必要な要員を派遣、住民等の状況把握及び生活支援等に関する被災地方公共団体等との連絡・調整を行うこととされている。</p> <p>町は、国が設置する_____被災者_____支援チームと連携し、<u>こども</u>等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境放射線モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。</p>	<p>第7 原子力被災者生活支援チームとの連携</p> <p>国の原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、内閣府特命担当大臣（原子力防災）及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チーム_____を設置することとされている。</p> <p>また、<u>原子力</u>被災者<u>生活</u>支援チームは、原子力事業所の区域を管轄する都道府県の庁舎等へ原子力利用省庁副大臣（又は原子力利用省庁大臣政務官）及び必要な要員を派遣、住民等の状況把握及び生活支援等に関する被災地方公共団体等との連絡・調整を行うこととされている。</p> <p>町は、国が設置する<u>原子力</u>被災者<u>生活</u>支援チームと連携し、<u>子ども</u>等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境放射線モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。</p>
69	第8 防災業務関係者の安全確保	第8 防災業務関係者の安全確保
	1～2 略	1～2 略
	3 防災業務関係者の放射線防護	3 防災業務関係者の放射線防護

頁	改 正 (新)	現 行 (旧)																																																																																																																																																																																				
	(1) ~ (3) 略	(1) ~ (3) 略																																																																																																																																																																																				
	(4) 町の被ばく管理を担う班は、 <u>オフサイトセンター</u> 等において、必要に応じ県など関係機関に対し除染等の医療措置を要請するものとする。	(4) 町の被ばく管理を担う班は、 <u>対策拠点施設</u> 等において、必要に応じ県など関係機関に対し除染等の医療措置を要請するものとする。																																																																																																																																																																																				
	(5) 略	(5) 略																																																																																																																																																																																				
	(6) 町は、被ばくの可能性がある環境下で活動する職員等の安全確保のため、 <u>オフサイトセンター</u> 等において、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。	(6) 町は、被ばくの可能性がある環境下で活動する職員等の安全確保のため、 <u>対策拠点施設</u> 等において、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。																																																																																																																																																																																				
	(7) 略 災害対策本部の組織 <table border="1"> <tr> <td>本部長</td><td>町長</td><td colspan="3">災対総務部</td></tr> <tr> <td>副本部長</td><td>副町長 教育長</td><td>部長</td><td>企画課長</td><td>略</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>副部長</td><td>総務課長 会計課長</td><td>略</td></tr> <tr> <td></td><td>企画課長 総務課長 <u>地域イバーソン推進課長</u> 税務課長 町民生活課長 健康福祉課長 建設課長 産業振興課長 上下水道課長 会計課長 教育局長 議会事務局長 女川町消防団長 女川消防署長</td><td></td><td><u>地域イバーソン推進課長</u></td><td>総務班</td></tr> <tr> <td>本部員</td><td></td><td colspan="3">災対生活部</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td colspan="3">災対健康福祉部</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td colspan="3">災対建設部</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td colspan="3">災対産業部</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td colspan="3">災対上下水道部</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	本部長	町長	災対総務部			副本部長	副町長 教育長	部長	企画課長	略			副部長	総務課長 会計課長	略		企画課長 総務課長 <u>地域イバーソン推進課長</u> 税務課長 町民生活課長 健康福祉課長 建設課長 産業振興課長 上下水道課長 会計課長 教育局長 議会事務局長 女川町消防団長 女川消防署長		<u>地域イバーソン推進課長</u>	総務班	本部員		災対生活部					略	略	略			略	略	略			災対健康福祉部					略	略	略			略	略	略			災対建設部					略	略	略			略	略	略			災対産業部					略	略	略			略	略	略			災対上下水道部								(7) 略 災害対策本部の組織 <table border="1"> <tr> <td>本部長</td><td>町長</td><td colspan="3">災対総務部</td></tr> <tr> <td>副本部長</td><td>副町長 教育長</td><td>部長</td><td>企画課長</td><td>略</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>副部長</td><td>総務課長 会計課長</td><td>略</td></tr> <tr> <td></td><td>企画課長 総務課長 <u>(新規)</u> 税務課長 町民生活課長 健康福祉課長 建設課長 産業振興課長 上下水道課長 会計課長 教育局長 議会事務局長 女川町消防団長 女川消防署長</td><td></td><td><u>(新規)</u> 議会事務局長</td><td>総務班</td></tr> <tr> <td>本部員</td><td></td><td colspan="3">災対生活部</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td colspan="3">災対健康福祉部</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td colspan="3">災対建設部</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td colspan="3">災対産業部</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td colspan="3">災対上下水道部</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	本部長	町長	災対総務部			副本部長	副町長 教育長	部長	企画課長	略			副部長	総務課長 会計課長	略		企画課長 総務課長 <u>(新規)</u> 税務課長 町民生活課長 健康福祉課長 建設課長 産業振興課長 上下水道課長 会計課長 教育局長 議会事務局長 女川町消防団長 女川消防署長		<u>(新規)</u> 議会事務局長	総務班	本部員		災対生活部					略	略	略			略	略	略			災対健康福祉部					略	略	略			略	略	略			災対建設部					略	略	略			略	略	略			災対産業部					略	略	略			略	略	略			災対上下水道部							
本部長	町長	災対総務部																																																																																																																																																																																				
副本部長	副町長 教育長	部長	企画課長	略																																																																																																																																																																																		
		副部長	総務課長 会計課長	略																																																																																																																																																																																		
	企画課長 総務課長 <u>地域イバーソン推進課長</u> 税務課長 町民生活課長 健康福祉課長 建設課長 産業振興課長 上下水道課長 会計課長 教育局長 議会事務局長 女川町消防団長 女川消防署長		<u>地域イバーソン推進課長</u>	総務班																																																																																																																																																																																		
本部員		災対生活部																																																																																																																																																																																				
		略	略	略																																																																																																																																																																																		
		略	略	略																																																																																																																																																																																		
		災対健康福祉部																																																																																																																																																																																				
		略	略	略																																																																																																																																																																																		
		略	略	略																																																																																																																																																																																		
		災対建設部																																																																																																																																																																																				
		略	略	略																																																																																																																																																																																		
		略	略	略																																																																																																																																																																																		
		災対産業部																																																																																																																																																																																				
		略	略	略																																																																																																																																																																																		
		略	略	略																																																																																																																																																																																		
		災対上下水道部																																																																																																																																																																																				
本部長	町長	災対総務部																																																																																																																																																																																				
副本部長	副町長 教育長	部長	企画課長	略																																																																																																																																																																																		
		副部長	総務課長 会計課長	略																																																																																																																																																																																		
	企画課長 総務課長 <u>(新規)</u> 税務課長 町民生活課長 健康福祉課長 建設課長 産業振興課長 上下水道課長 会計課長 教育局長 議会事務局長 女川町消防団長 女川消防署長		<u>(新規)</u> 議会事務局長	総務班																																																																																																																																																																																		
本部員		災対生活部																																																																																																																																																																																				
		略	略	略																																																																																																																																																																																		
		略	略	略																																																																																																																																																																																		
		災対健康福祉部																																																																																																																																																																																				
		略	略	略																																																																																																																																																																																		
		略	略	略																																																																																																																																																																																		
		災対建設部																																																																																																																																																																																				
		略	略	略																																																																																																																																																																																		
		略	略	略																																																																																																																																																																																		
		災対産業部																																																																																																																																																																																				
		略	略	略																																																																																																																																																																																		
		略	略	略																																																																																																																																																																																		
		災対上下水道部																																																																																																																																																																																				

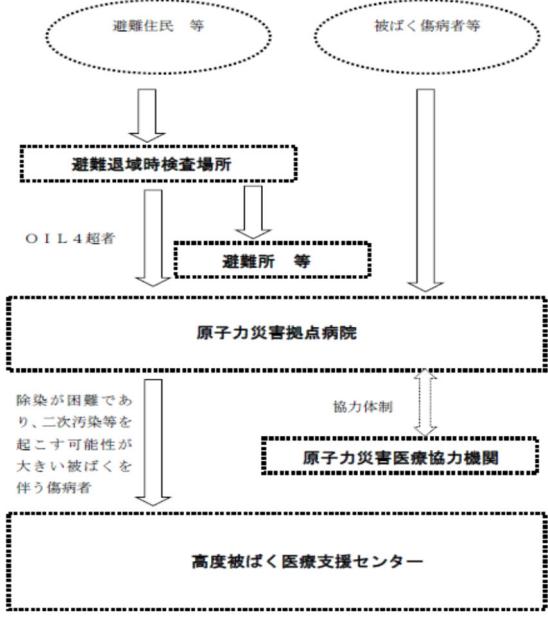
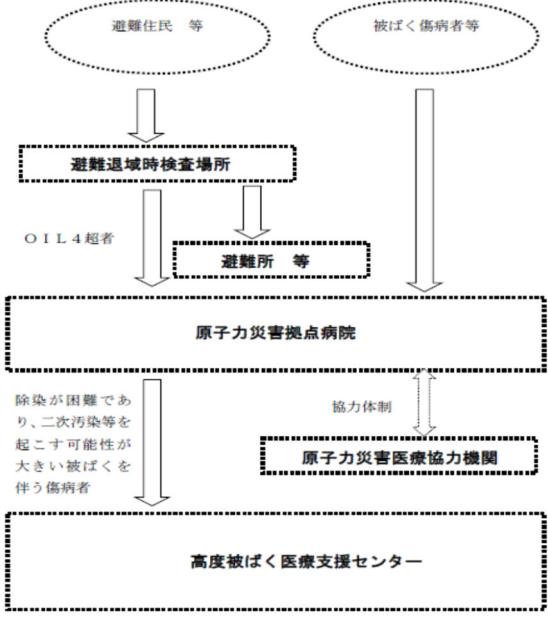
頁	改 正 (新)	現 行 (旧)																																																							
	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>略</td><td>略</td><td rowspan="2">略</td></tr> <tr><td>略</td><td>略</td></tr> <tr><td colspan="3" style="text-align: center;">災対教育部</td></tr> <tr><td>略</td><td>略</td><td rowspan="2">略</td></tr> <tr><td>略</td><td>略</td></tr> <tr><td colspan="3" style="text-align: center;">災対消防団</td></tr> <tr><td>略</td><td>略</td><td rowspan="2">略</td></tr> <tr><td>略</td><td>略</td></tr> <tr><td colspan="3" style="text-align: center;">災対消防部</td></tr> <tr><td>略</td><td>略</td><td rowspan="2">略</td></tr> <tr><td>略</td><td>略</td></tr> </table>	略	略	略	略	略	災対教育部			略	略	略	略	略	災対消防団			略	略	略	略	略	災対消防部			略	略	略	略	略	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>略</td><td>略</td><td rowspan="2"></td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">災対教育部</td></tr> <tr><td>略</td><td>略</td><td rowspan="2">略</td></tr> <tr><td>略</td><td>略</td></tr> <tr><td colspan="3" style="text-align: center;">災対消防団</td></tr> <tr><td>略</td><td>略</td><td rowspan="2">略</td></tr> <tr><td>略</td><td>略</td></tr> <tr><td colspan="3" style="text-align: center;">災対消防部</td></tr> <tr><td>略</td><td>略</td><td rowspan="2">略</td></tr> <tr><td>略</td><td>略</td></tr> </table>	略	略		災対教育部		略	略	略	略	略	災対消防団			略	略	略	略	略	災対消防部			略	略	略	略	略
略	略	略																																																							
略	略																																																								
災対教育部																																																									
略	略	略																																																							
略	略																																																								
災対消防団																																																									
略	略	略																																																							
略	略																																																								
災対消防部																																																									
略	略	略																																																							
略	略																																																								
略	略																																																								
災対教育部																																																									
略	略	略																																																							
略	略																																																								
災対消防団																																																									
略	略	略																																																							
略	略																																																								
災対消防部																																																									
略	略	略																																																							
略	略																																																								
72	第5節 略	第5節 略																																																							
76	<p>第6節 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動 略 また、県や<u>オフサイトセンター</u>等に派遣した職員を通じて屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速な把握に努めるものとする。</p>	<p>第6節 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動 略 また、県や<u>対策拠点施設</u>等に派遣した職員を通じて屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速な把握に努めるものとする。</p>																																																							
77	第7節 屋内退避、避難の受入れ等の防護活動	第7節 屋内退避、避難の受入れ等の防護活動																																																							
	第1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施	第1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施																																																							
	1 略	1 略																																																							
79	2 指定避難所等																																																								
	<p>(1) 町は、県と連携し、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、<u>平時</u>から、指定避難所の場所、収容人数、<u>家庭動物の受入方法</u>等について、住民等に対する周知徹底するものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備するものとする。</p>	<p>(1) 町は、県と連携し、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、<u>平常時</u>から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民等に対する周知徹底するものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備するものとする。</p>																																																							
	(2) ~ (5) 略	(2) ~ (5) 略																																																							

頁	改 正 (新)	現 行 (旧)
80	<p>(6) 町は、県の協力のもと、指定避難所等における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、<u>避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等を設置すること、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、トイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずるものとする。</u></p> <p>また、 医師、 保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、<u>ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所等の衛生状態の把握に努め、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</u></p>	<p>(6) 町は、県の協力のもと、指定避難所等における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、<u>食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずるものとする。</u></p> <p>また、<u>避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所等の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</u></p>
	(7) ~ (8) 略	(7) ~ (8) 略
	<p>(9) 略</p> <p>なお、町は県と連携し、指定避難所等の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、<u>簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるなど、被災地の良好な衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。</u></p>	<p>(9) 略</p> <p>なお、町は県と連携し、指定避難所等の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレ<u>を早期に設置するとともに、</u> <u>被災地の良好な衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。</u></p>
	<p>(10) 町は、県の協力の下、指定避難所等の設置・運営における女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女及び性的マイノリティ（LGBT 等）の多様な性のニーズの違いや多様な生活者の視点等への配慮やこども・若者の居場所の確保に努めるものとする。特に、授乳室や女性及び性的マイノリティに配慮した物干し場、更衣室の設置や女性生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペア（女性2名以上）による巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難場所等における安全性の確保、<u>キッズスペースや学習スペースの設置</u>など、女性や子育て家庭、<u>こども若者など</u>等多様な生活者のニーズに配慮した運営管理に努めるものとする。</p>	<p>(10) 町は、県の協力の下、指定避難所等の設置・運営における女性の参画を推進するとともに、男女及び性的マイノリティ（LGBT 等）の多様な性のニーズの違いや多様な生活者の視点等に配慮するものとする。特に、授乳室や女性及び性的マイノリティに配慮した物干し場、更衣室の設置や女性生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペア（女性2名以上）による巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難場所等における安全性の確保など、女性や子育て家庭等多様な生活者のニーズに配慮した運営管理に努めるものとする。</p>

頁	改 正 (新)	現 行 (旧)
81	<p>(11) 略</p> <p>(12) 町は、県と連携し、必要に応じ、<u>被災者支援等の観点から</u>指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p>	<p>(11) 略</p> <p>(12) 町は、県と連携し、必要に応じ、_____指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p>
	(13) 略	(13) 略
	<p>(14) 町は、国及び県の協力の下、災害の規模等に鑑み、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援<u>やブルーシートの展張等を含む</u>応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。</p>	<p>(14) 町は、国及び県の協力の下、災害の規模等に鑑み、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援<u>による</u>応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。</p>
	(15) 略	(15) 略
	3～9 略	3～9 略
84	10 飲食物、生活必需品等の供給	10 飲食物、生活必需品等の供給
	<p>(1) 略</p> <p>また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資<u>や家庭動物の飼養に関する資材</u>をはじめ、夏<u>期</u>には冷房器具、冬<u>期</u>には暖房器具、燃料等を含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや女性及び子育て家庭、<u>こども・若者</u>の避難生活等に配慮するものとする。</p>	<p>(1) 略</p> <p>また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資_____をはじめ、夏<u>季</u>には冷房器具、冬<u>季</u>には暖房器具、燃料等を含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや女性及び子育て家庭_____の避難生活等に配慮するものとする。</p>
	(2)～(3) 略	(2)～(3) 略
	第2 自らの判断による措置	第2 自らの判断による措置
	1～3 略	1～3 略
85	4 防護措置等の方法	4 防護措置等の方法
	<p>(1) 屋内退避</p> <p>屋内退避は、<u>住民等が比較的容易に採ることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や放射線を遮蔽することにより、主にプルームからの被ばくの低減を図る防護措置であるため、UPZにおいて、全面緊急事態に至った時点で、放射線被ばくのリスクを低減するために実施するものとし、原則として住民が自宅内にとどまるものとする。</u></p>	<p>(1) 屋内退避</p> <p>屋内退避は、_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____原則として住民が自宅内にとどまるものとする。</p>

頁	改 正 (新)	現 行 (旧)
	<p><u>また、PAZ や UPZ の一部の区域において、避難又は一時移転の実施が困難な場合の措置として行うものとする。</u></p> <p><u>イ PAZにおいては、緊急事態の区分に応じて避難の対象となる住民等について、自然災害等により避難が困難な場合又は健康状態により避難よりも屋内退避が優先される場合の措置として屋内退避を実施する。</u></p> <p><u>なお、UPZ外においては、事態の進展等に応じて、UPZと同様に、屋内退避を行う場合がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行う。</u></p>	<p><u>(新規)</u></p>
86	<p><u>ロ 本部長は、防護対策地区内の戸外にいる住民等に対し、速やかに自宅に戻るか、又は近くの公共施設等に退避するよう指示するものとする。</u></p>	<p><u>イ 本部長は、防護対策地区内の戸外にいる住民等に対し、速やかに自宅に戻るか、又は近くの公共施設等に退避するよう指示するものとする。</u></p>
	<p><u>ハ 感染症流行下においては、町は、自宅等で屋内退避を行う住民に対し、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は原則換気を行わないよう指示するものとする。</u></p>	<p><u>ハ 感染症流行下においては、町は、自宅等で屋内退避を行う住民に対し、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は原則換気を行わないよう指示するものとする。</u></p>
	<p><u>ニ 本部長は、屋内退避中の住民等に対して、必要に応じて防災広報無線等の広報手段を用いて災害の状況を迅速かつ適切に広報して民心の安定に努めるものとする。</u></p>	<p><u>ニ 本部長は、屋内退避中の住民等に対して、必要に応じて防災広報無線等の広報手段を用いて災害の状況を迅速かつ適切に広報して民心の安定に努めるものとする。</u></p>
	<p><u>ホ 屋内退避を実施している住民等に対しては、原子力施設の状態の見通しや緊急時モニタリングの結果等の必要な情報を絶えず積極的に提供するものとする。</u></p> <p><u>また、避難すべき区域でやむを得ず屋内退避を実施している住民等の放射線防護について留意するものとする。</u></p>	<p><u>(新規)</u></p>
	<p><u>ヘ 屋内退避中は、被ばくを低減するために屋内にとどまることが原則であるが、生活の維持に最低限必要な住民等の一時的な外出や住民等の生活を支える民間事業者等の活動は、屋内退避という防護措置の一部をなすものであり、屋内退避中も実施できるものとする。</u></p>	<p><u>(新規)</u></p>
	(2) ~ (4) 略	(2) ~ (4) 略
87	(5) 避難者の輸送	(5) 避難者の輸送

頁	改 正 (新)	現 行 (旧)
	県は、必要に応じ、陸上自衛隊、 <u>第二管区海上保安部</u> 、公共輸送機関等に対し、避難者の輸送について協力を要請し、緊急輸送車両等を確保するものとされている。	県は、必要に応じ、陸上自衛隊、 <u>宮城海上保安部</u> 、公共輸送機関等に対し、避難者の輸送について協力を要請し、緊急輸送車両等を確保するものとされている。
	5 略	5 略
88	6 立入制限等の措置	6 立入制限等の措置
	(1) 略	(1) 略
	(2) 海上の立入制限等の措置 <u>第二管区海上保安本部長</u> は、本部長又は県災害対策本部長（知事）の要請等に基づき、警戒区域内の海域に、防災業務関係以外の船舶の立入を制限又は禁止するものとする。	(2) 海上の立入制限等の措置 <u>第二管区海上保安本部長</u> は、本部長又は県災害対策本部長（知事）の要請等に基づき、警戒区域内の海域に、防災業務関係以外の船舶の立入を制限又は禁止するものとする。
89	第7節の2～第9節 略	第7節の2～第9節 略
92	第10節 原子力災害医療活動	第10節 原子力災害医療活動
	第1 原子力災害医療体制	
	1 県現地災害対策本部医療班の設置 原子力施設の状態が施設敷地緊急事態（Site Area Emergency）に至った場合、県現地災害対策本部（現地本部）が設置され、現地本部の下に医療班が編成されることとなっている。 放射性物質の放出を伴う状況となった場合、医療班は、住民等の被ばく及びそのおそれがある者に対する検査、除染等並びに一般傷病者に対する診察、治療を行うため、 <u>原子力災害医療対応マニュアル</u> に基づき原子力災害医療活動を実施するものとされている。 (資料32「 <u>原子力災害医療対応マニュアル</u> 」参照)	1 県現地災害対策本部医療班の設置 原子力施設の状態が施設敷地緊急事態（Site Area Emergency）に至った場合、県現地災害対策本部（現地本部）が設置され、現地本部の下に医療班が編成されることとなっている。 放射性物質の放出を伴う状況となった場合、医療班は、住民等の被ばく及びそのおそれがある者に対する検査、除染等並びに一般傷病者に対する診察、治療を行うため、 <u>原子力防災緊急時被ばく医療活動マニュアル</u> に基づき原子力災害医療活動を実施するものとされている。 (資料32「 <u>原子力防災緊急時被ばく医療活動マニュアル</u> 」参照)
	2 略	2 略
	第2 原子力災害医療活動の実施	第2 原子力災害医療活動の実施
	1～5 略	1～5 略
	6 緊急時の住民等の被ばく線量の把握 略	6 緊急時の住民等の被ばく線量の把握 略

頁	改 正 (新)	現 行 (旧)
	 <p>(原子力災害医療対応マニュアル [宮城県])</p>	 <p>(原子力防災緊急時被ばく医療活動マニュアル [宮城県])</p>
95	第11節 労働災害時の被ばく医療活動	第11節 労働災害時の被ばく医療活動
	<p>1 原子力発電所における初期対応</p> <p>原子力発電所において作業員等が従事中に放射性物質による汚染や被ばくを受けた場合、発電所長は被ばくした作業員等の応急処置を行うとともに、放射線被ばく診断（スクリーニング）を実施し、必要に応じて被ばく患者を日本赤十字社石巻赤十字病院、東北大学病院、国立病院機構仙台医療センター等拠点病院に消防機関の協力を得て搬送するものとされている。</p>	<p>1 原子力発電所における初期対応</p> <p>原子力発電所において作業員等が従事中に放射性物質による汚染や被ばくを受けた場合、発電所長は被ばくした作業員等の応急処置を行うとともに、放射線被ばく診断（スクリーニング）を実施し、必要に応じて被ばく患者を日本赤十字社石巻赤十字病院、東北大学病院、国立病院機構仙台医療センター等原子力災害拠点病院に消防機関の協力を得て搬送するものとされている。</p>
	2～5 略	2～5 略
96	第12節～第14節 略	第12節～第14節 略
	第4章 原子力災害中長期対策 略	第4章 原子力災害中長期対策 略
101	第1節 略	第1節 略

頁	改 正 (新)	現 行 (旧)
	<p>第2節 緊急事態解除宣言後の対応</p> <p>町は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び_____被災者_____支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。</p>	<p>第2節 緊急事態解除宣言後の対応</p> <p>町は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び<u>原子力</u>被災者<u>生活</u>支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。</p>
	第3節～第7節 略	第3節～第7節 略
103	第8節 被災者等の生活再建等の支援	第8節 被災者等の生活再建等の支援
	1～4 略	1～4 略
	第9節～第12節 略	第9節～第12節 略